

議案第 11 号

野田市立あすなろ職業指導所の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

野田市立あすなろ職業指導所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

平成30年2月28日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市立あすなろ職業指導所の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

野田市立あすなろ職業指導所の設置及び管理に関する条例（昭和49年野田
市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第5条第15項」を「第5条第14項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

参考資料

野田市立あすなろ職業指導所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市立あすなろ職業指導所の設置及び管理に関する条例（昭和49年野田市条例第16号）

改 正 案	現 行
(業務) 第 4 条 職業指導所の業務は、次に掲げるものとする。 (1) (略) (2) <u>法第 5 条第 14 項</u> に規定する就労継続支援に関すること。 (3) (略)	(業務) 第 4 条 職業指導所の業務は、次に掲げるものとする。 (1) (略) (2) <u>法第 5 条第 15 項</u> に規定する就労継続支援に関すること。 (3) (略)

議案第 12 号

野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

野田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月28日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市介護保険条例の一部を改正する条例

野田市介護保険条例（平成12年野田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「30,000円」を「31,100円」に改め、同項第2号中「36,000円」を「37,400円」に改め、同項第3号中「42,000円」を「43,600円」に改め、同項第4号中「52,800円」を「54,800円」に改め、同項第5号中「60,000円」を「62,300円」に改め、同項第6号中「66,000円」を「68,500円」に改め、同号ア中「という。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から法第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同項第7号中「72,000円」を「74,700円」に改め、同項第8号中「78,000円」を「81,000円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同項第9号中「90,000円」を「93,400円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同項第10号中「102,000円」を「105,900円」に改め、同項第11号中「108,000円」を「112,100円」に改め、同項第12号中「114,000円」を「118,300円」に改め、同項第13号中「120,000円」を「124,600円」に改め、同項第14号中「126,000円」を「130,800円」に改め、同項第15号中「132,000円」を「137,000円」に改め、同項第16号中「138,000円」を「143,200円」に改め、同項第17号中「144,000円」を「149,500円」に改め、同項第18号中「150,000円」を「155,700円」に改め、同条第2項中「平成27年

度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「27,000円」を「28,000円」に改める。

「

第5条第1項中	第1期	7月1日から同月31日まで	を
	第2期	8月1日から同月31日まで	
	第3期	9月1日から同月30日まで	
	第4期	10月1日から同月31日まで	
	第5期	11月1日から同月30日まで	
	第6期	12月1日から同月25日まで	
	第7期	1月1日から同月31日まで	
	第8期	2月1日から同月末日まで	

」

「

第1期	6月1日から同月30日まで	に改める。
第2期	7月1日から同月31日まで	
第3期	8月1日から同月31日まで	
第4期	9月1日から同月30日まで	
第5期	10月1日から同月31日まで	
第6期	11月1日から同月30日まで	
第7期	12月1日から同月25日まで	
第8期	1月1日から同月31日まで	
第9期	2月1日から同月末日まで	
第10期	3月1日から同月31日まで	

」

第15条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第4条中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の野田市介護保険条例第4条及び第5条第1項の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

第7期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者の平成30年度から32年度までの保険料を改定するとともに、普通徴収に係る納期に関する規定等を整備しようとするものである。

野田市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市介護保険条例 (平成12年野田市条例第7号)

改 正 案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成30年度から平成32年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,100円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>37,400円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>43,600円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>54,800円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>62,300円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>68,500円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から法第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)</u>が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>74,700円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>81,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が <u>200万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>93,400円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成27年度から平成29年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>36,000円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>42,000円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>52,800円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>60,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>66,000円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)<u>が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>72,000円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>78,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が <u>190万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>90,000円</u></p>

ア 合計所得金額が 300 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 105,900 円

ア・イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者 112,100 円

ア・イ (略)

(12) 次のいずれかに該当する者 118,300 円

ア・イ (略)

(13) 次のいずれかに該当する者 124,600 円

ア・イ (略)

(14) 次のいずれかに該当する者 130,800 円

ア・イ (略)

(15) 次のいずれかに該当する者 137,000 円

ア・イ (略)

(16) 次のいずれかに該当する者 143,200 円

ア・イ (略)

(17) 次のいずれかに該当する者 149,500 円

ア・イ (略)

(18) 前各号のいずれにも該当しない者 155,700 円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,000 円とする。

(普通徴収に係る納期)

第5条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 8月1日から同月31日まで

第4期 9月1日から同月30日まで

第5期 10月1日から同月31日まで

第6期 11月1日から同月30日まで

第7期 12月1日から同月25日まで

第8期 1月1日から同月31日まで

第9期 2月1日から同月末日まで

第10期 3月1日から同月31日まで

ア 合計所得金額が 290 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 102,000 円

ア・イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者 108,000 円

ア・イ (略)

(12) 次のいずれかに該当する者 114,000 円

ア・イ (略)

(13) 次のいずれかに該当する者 120,000 円

ア・イ (略)

(14) 次のいずれかに該当する者 126,000 円

ア・イ (略)

(15) 次のいずれかに該当する者 132,000 円

ア・イ (略)

(16) 次のいずれかに該当する者 138,000 円

ア・イ (略)

(17) 次のいずれかに該当する者 144,000 円

ア・イ (略)

(18) 前各号のいずれにも該当しない者 150,000 円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,000 円とする。

(普通徴収に係る納期)

第5条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 1月1日から同月31日まで

第8期 2月1日から同月末日まで

2～4 (略)

第 15 条 本市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第 202 条第 1 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料を科する。

附 則

(延滞金の割合の特例)

第 4 条 当分の間、第 8 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。

2～4 (略)

第 15 条 本市は、被保険者、第 1 号被保険者の配偶者若しくは第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第 202 条第 1 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料を科する。

附 則

(延滞金の割合の特例)

第 4 条 当分の間、第 8 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。

議案第 13 号

野田市留守家庭学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

野田市留守家庭学童保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月28日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市留守家庭学童保育所設置条例の一部を改正する条例

野田市留守家庭学童保育所設置条例（昭和46年野田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表野田市立北部学童保育所の項中

「

野田市谷津25番地の1	40
-------------	----

を

」

「

野田市谷津22番地の1	106
-------------	-----

に改める。

」

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

入所児童数の増加に伴い、児童の安全と良好な保育環境を確保するため、野田市立北部学童保育所を移設しようとするものである。

参考資料

野田市留守家庭学童保育所設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市留守家庭学童保育所設置条例 (昭和46年野田市条例第6号)

改 正 案			現 行		
(名称、位置及び収容定員)			(名称、位置及び収容定員)		
第2条 学童保育所の名称、位置及び収容定員は、次のとおりとする。			第2条 学童保育所の名称、位置及び収容定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	収容定員	名称	位置	収容定員
(略)			(略)		
野田市立北部学 童保育所	野田市谷津 22 番 <u>地の 1</u>	<u>106</u>	野田市立北部学 童保育所	野田市谷津 25 番 <u>地の 1</u>	<u>40</u>
(略)			(略)		

議案第 14 号

野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月28日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成26年野田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

参考資料

野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年野田市条例第18号)

改 正 案	現 行
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第 15 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び同条第 11 項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第 4 号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第 15 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び同条第 9 項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第 4 号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

議案第 15 号

野田市いじめ問題対策委員会条例の制定について

野田市いじめ問題対策委員会条例を次のように定める。

平成30年2月28日提出

野田市長 鈴木 有

野田市いじめ問題対策委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）

第14条第3項の規定に基づき、野田市いじめ問題対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、野田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、本市が設置する小学校又は中学校において発生した法第28条第1項に規定する重大事態に係る事項について調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 弁護士
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、その者の委嘱に係る第2条の諮問に対する答申をもって終了するものとする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

教育委員会の附属機関として野田市いじめ問題対策委員会を設置するため制定しようとするものである。